奈良県決定

大和都市計画道路の変更について 【橿原高取線ほか3路線の変更】

次の付議案を提出する。

令和元年7月23日

奈良県都市計画審議会会長

都計第35号令和元年7月5日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について 【橿原高取線ほか3路線の変更】 (付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する 同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中 3・3・53 号橿原高取線を 3・3・53 号御所高取線に、都市計画道路中 3・5・901 号西柏柏原線を 3・5・901 号西柏玉手線 に名称を改め、3・2・3 号橿原御所線ほか 1 路線を次のように変更する。

| 種別 | 名 称 | | 位 置 | | | 区域 | 構造 | | | | | |
|------|------------|-------|----------------------|---|-----------|------------------|------------------|------|------------------|--|---|---|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における 鉄道等の交差構造 | 備 | 考 |
| 幹線街路 | 3 • 3 • 53 | 御所篙取線 | 御亦市 禁禁等人生 大学本馬 | たかとりもよう まりませる おおおをしみずだに 大字清水谷 | である。 ・ | 約 6, 200m | | 4 車線 | 26m (21m∼43m) | 自動車専用道路と立体交差 近鉄吉野線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所 | | |
| | 構造形式の内訳 | | たかとりちょう 高取 | 常取 企作 管取 企作 管取 的 等等 管取 的 大学清水谷 | | 約 400m 約 780m | 嵩上式 上式 地下式 | | 25~30m | | | |
| | | | 大学松山 | 大字清水谷 | | 約 5, 020m | 地表式 | | 21.25m~43m | | | |

| 幹線街路 | 3 • 2 • 3 | 檀原御所線 | ** L は 5 し 橿原市 しんどうちょう 新 堂 町 | 御所市 分 大学條 | は原が、 | 約 6, 900m | 地表式 | 2 車線 | 38m (38m~ 350m) | 近鉄南大阪線と立体交差 JR和歌山線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差6箇所 | | |
|-------|-------------|--------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------|-----------|-----|------|-----------------------|---|------------------------------|--|
| | 車線数の内訳 | | 4 車線 | | | 約 300m | | | | | | |
| | | | 2 車線 | | | 約 6,600m | | | | | | |
| 街 幹路線 | 3 • 5 • 901 | さいかしたまでせん 西柏玉手線 | 御旂市 | 御所市 おおかざたまで 大学玉手 | 御亦市大学茅原 | 約 1, 100m | 地表式 | 2 車線 | 12m (12m~15m) | 自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所 | | |
| 幹線街路 | 3 • 6 • 900 | 御苏驼鲂線 | 衛 衛 | 御前市 | 御前市 大学茅原、 大学南十三 | 約 1,500 | 地表式 | 2 車線 | 8m (8m~25m) | 自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所 | 橿原御所線の変 更に伴い交差点 の形状を変更 | |
| | 車線数の内訳 | | 4 車線 | | | 約 170m | | | | | | |
| | 半小水女又マノドソゴハ | | 2 車線 | | | 約 1,330m | | | | | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別途理由書のとおり

都市計画道路 橿原高取線ほか3路線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 橿原高取線は、起点を橿原市川西町、終点を高取町清水谷とし、橿原市及 び高取町を南北に縦断する標準幅員 26m、4 車線、延長約 6,910mの幹線街路である。平成 9 年に国道 169 号のバイパス道路として都市計画決定され、平成 15 年に車線数明記が行わ れている。

その後、平成20年に国が将来交通量推計値の減少を公表したことを受け、県が平成21年に未事業化の広域幹線道路を対象として広域幹線道路ネットワークを見直した結果、都市計画道路 橿原高取線は、広域幹線道路としての機能から2車線以下の生活幹線道路として必要性の有無を検証する路線に変更となった。

平成 27 年には、都市計画道路 橿原高取線の橿原市川西町以北の約 2,350m区間について、広域幹線道路としての4車線都市計画道路を廃止するとともに、近鉄南大阪線による南北分断という地域最大の課題を解消するために、橿原市において、新たに2車線の都市計画道路「3.4.816 橿原運動公園線」として、約960m区間を都市計画決定した。

一方、橿原市川西町以南の高取町兵庫までの2車線の生活幹線道路としての必要性については、関係市町との調整に時間を要することや、現在事業中の高取バイパスと4車線のネットワークを形成する(仮称)御所高取バイパスの道路計画が完了していなかったことから、4車線の都市計画道路として存続した状況となっている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1)変更の理由

京奈和自動車道のアクセスルートとなる(仮称)御所高取バイパスについては、京奈和自動車道御所南 IC~五條北 IC の開通にともない、県南部地域の観光振興や広域的な緊急輸送道路を確保するための紀伊半島アンカールートとして、ますます重要性が高まっている。

今回、都市計画道路として存続する 橿原高取線の橿原市川西町以南の高取町兵庫まで 区間について必要性を見直した結果、2車線の生活幹線道路としても必要性が認められなくなったことから、4車線の都市計画道路として存続する当該区間について、高取バイパスと一体として高取町清水谷から京奈和自動車道御所 IC を結ぶ広域幹線道路の4車線ネットワークへ変更するものである。

(2)変更の内容

- 1) (都) 橿原高取線について、
 - ・橿原市川西町から高取町兵庫までの区間(L=約3,510m)を廃止する。
 - ・高取町兵庫から終点の高取町清水谷までの区間に加えて、御所市本馬から高取町兵庫までの区間を新たに都市計画決定し、起点御所市本馬、終点高取町清水谷とする延長約6,200mの幹線街路に変更し、路線の名称を「3・3・53 橿原高取線」から「3・3・53 御所高取線」とする。
- 2) (都) 西柏柏原線について、
 - ・御所市大字玉手から終点までの区間(L=約1,330m)を廃止する。
 - ・路線の名称を「3・5・901 西柏柏原線」から「3・5・901 西柏玉手線」に変更する。
- 3) (都) 橿原御所線について、
 - ・御所インターチェンジ前交差点(御所市大字本馬)から緑町東交差点(御所市大字本馬)までの区間(L=約300m)を幅員の拡幅に伴う区域の変更を行う。
- 4) (都) 御所北町線について、
 - 御所インターチェンジ前交差点付近の区域変更を行う。